

税の申告の季節です！

申告相談 2月16日～3月15日

市・県民税の申告と所得税の確定申告・納税の受け付けが行われます。早めに準備して、所定の各会場で申告を済ませましょう。

所得税の確定申告が必要な人

商業・工業・農業・漁業などを営んでいる人で、16年中的各種所得の合計額が、基礎控除額の38万円、扶養控除額、その他の所得控除を合計した額を超える場合

地代・家賃・配当・不動産の売却などの所得がある人で、前項と同じ場合、
給与以外の所得が20万円を超える人

2か所以上から給与のある人
雑損控除・医療控除などを受けようとする人
勤めを年の途中で辞め、再就職していない人

市県民税の申告が必要な人

17年1月1日現在、市内に在住し次の項目に該当する人。

商業・工業・農業・外交員・大工などの事業所得がある人
不動産・利子・配当・満期の生命保険の受取金・原稿料などがある人

給与所得で、2か所以上から給与のある人や給与以外の所得がある人。給与以外の所得が20万円以下でも申告は必要です。

ただし、所得税の確定申告を済ませた人や、年末調整した給与と支払報告書が勤務先から市へ提出されている給与所得だけの人は、申告の必要はありません。

国民健康保険税の申告が必要な人

国民健康保険に加入している人は、所得の有無にかかわらず申告してください。ただし、所得税や市県民税の申告を済ませた人は、申告の必要はありません。

農業所得標準計算が廃止になりました

今まで農業所得を計算する方法に「標準計算」と「収支計算」の2つがありましたが、今回の申告から「収支計算」のみとなります。そのため、販売収入金の明細書や農業関係経費の領収書等は会場に必ず持参してください。

申告は必要です

申告をされないと、児童手当、保育園の入園、市営住宅入居の申込などの各種申請に必要な所得・課税証明書が発行できない場合があります。また、国民健康保険税については、軽減措置の対象となる人でも、所得が不明のため軽減が受けられないことがあります。

申告に必要なもの

納税義務者本人名義の金融機関口座番号と印鑑
給与のある人：源泉徴収票
年金受給者：公的年金等の源泉徴収票
農業所得のある人で、野菜・果樹等を生産・出荷している人：帳簿や営農通帳・領収書など収入・支出金額が分かるもの

税の申告相談日程表(高梁・有漢地域)

◆例年とくらべて日程に変更がありますので、会場および時間等を確認の上お越しください。
※申告相談資料等をそれぞれの会場へ移動しているため、市役所税務課・各地税局に直接来られても相談に応じることができません。

〔高梁地域〕

月日(曜)	町名	対象地区	会場	受付時間
2.16(水)	巨瀬	巨瀬全町	巨瀬地域福祉センター	午前9時～午後4時
2.17(木)	中井	中井全町	方谷の丘ふれあいセンター	
2.18(金)	落合	阿部、福地、原田	落合研修会館	
2.21(月)	川面	川面全町	川面地域福祉センター	
2.23(水)	玉川	玉川全町	玉川町総合会館	
2.24(木)	松原	春木、神原	松原町コミュニティハウス	
2.25(金)		松岡、大津寄		
2.28(月)	津川	津川全町	津川町総合会館	
3.1(火)	宇治	穴田、本郷	宇治町総合会館	
3.2(水)		宇治、遠原		
3.3(木)	高倉	高倉全町	元びほく農協高倉支店	
3.10(木)	高梁	内山下から段町、松山、落合町近郊	高梁教会文化会館	
3.11(金)		高梁地域全町対象	高梁市役所本庁 別館第一会議室	
3.12(土)				
3.14(月)				
3.15(火)				

※3月14日、15日の高梁会場は2階のため、身体不自由等により歩行が困難な場合は、1階へ会場を設けていますので、市民課の窓口へ申し出てください。

〔有漢地域〕

月日(曜)	対象地区	会場	受付時間
2.21(月)	川関上、川関下	有漢農業構造改善センター	午前9時～午後4時
2.22(火)	西組、中組、上大谷、神明		
2.25(金)	土居、金倉、畑上、上組、垣元		
2.28(月)	安元、上横見、下横見、緑丘	有漢ふれあいセンター	
3.2(水)	信濃、大谷、羽場、下市、市場、山形	有漢地域センター(新庁舎)	
3.7(月)	新市場、中市、古市、上市		
3.8(火)	館橋、八幡、大塚、茶釜		
3.9(水)	陸地、貞守		
3.11(金)	城下、元重		
3.12(土)	有漢地域全町対象		
3.14(月)			
3.16(火)			

※従来の青色申告の相談は、特別な日程を組んでいませんので、それぞれの該当地区、または3月11日～15日の有漢地域全町対象の日をご利用ください。

税務署からのお知らせ



確定申告の相談は

所得税	2月16日(水)～3月15日(火)
消費税・地方消費税(個人事業主)	課税期間の末日の翌日～3月31日(木)
贈与税	2月1日(火)～3月15日(火)

高梁税務署では、土曜・日曜および祝日の窓口業務を行っておりません。書類の提出は、時間外受取箱または、郵送などをご利用ください。

個人のための記載方法のアドバイスなどを行っています。「一」では、所得税や消費税の申告などを作成することができます。ムページ(アドレスは <http://www.nta.go.jp>) をぜひご覧ください。
☎高梁税務署(☎22546)

税務署や申告相談センターホームページ「確定申告書作成コーナー」をご利用の場合は、国税庁ホームページは、郵送などで早めに提出してください

ご存じですか?

医療費控除：領収書と保険金等で補てんされた金額の明細書
住宅取得借入金等特別控除：土地・建物の登記簿謄本と住民票、売買契約書および住宅取得資金にかかわる借入金の年末残高証明書。ただし、同特別控除の申告は、高梁税務署(向町☎22546)で申告してください。

介護保険の要介護認定を受けられている人の中で、障害者控除の対象になる場合があります。また、医療費控除の対象になるおむつ代については、最初の年は医師の証明書が必要となりますが、2年目からは介護保険の主治医意見書により証明書の発行が市役所でできる場合があります。

詳しくは高齢福祉課(☎210299)および各地域局住民福祉課へ。



問 税務課 ☎210214